

山形県情報公開条例の趣旨及び解釈（抜粋）

平成10年3月24日付け
総第600号総務部長通知
（平成27年3月26日最終改正）

第6条 不開示情報等

（不開示情報等）

第6条 前条に規定する不開示情報は、次に掲げる情報とする。

[趣旨]

本条第1項は、開示請求に係る公文書に記録された開示をしてはならない情報（不開示情報）として、7項目を列挙し、明示したものである。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 開示請求に係る公文書に記録された情報についての開示・不開示については、当該公文書に記録された情報の内容について、本条各号の規定に基づき不開示事由に該当するか否かについて判断されるものである。
- 2 本条と守秘義務との関係

本条は、開示請求に係る公文書に記録された開示をしてはならない情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者は趣旨及び目的を異にしている。

本条と守秘義務とはその対象となる情報の範囲が重なることとなる場合が多いが、当然にすべてが一致するものではなく、本条第1項各号に該当する情報が守秘義務の対象となるかどうかは、個別具体的な事案ごとに判断されるものである。

（参考）

職員の守秘義務等		当該公文書を開示した場合の措置
守秘義務	形式秘（行政機関が秘扱いと指定したもの）	服務規律違反（地方公務員法第34条）
	実質秘（秘密として保護するに値するもの）	服務規律違反（地方公務員法第34条） ＋ 刑事責任（地方公務員法第60条）
不開示情報（開示してはならない情報）		服務規律違反（地方公務員法第32条）

[参考条項]

- ・職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
（地方公務員法第32条）
- ・職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
（地方公務員法第34条第1項）
- ・左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。
（地方公務員法第60条）

（2）第34条第1項又は第2項の規定…に違反して秘密を漏らした者

- 3 不開示情報の規定形式については、①不開示情報については公開しないことができる、②不開示情報は公開してはならない（不開示情報を除き公開しなければならない）という2つが考えられる。

この場合、不開示情報は、開示されないことの利益を保護するものであり、その開示・不開示について行政の裁量に委ねる①の規定形式は適当でないことから、不開示情報の範囲について客観的かつ合理的に画したうえで、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されているときは、実施機関は開示してはならないこととする②の規定方式によることとされたものである。

条例は、不開示情報（イ）について実施機関に開示してはならない義務を課したうえで、（対象情報（ア）－不開示情報（イ））について開示しなければならない義務を併せて課しているものである。

なお、守秘義務の範囲（ウ）については、各法令等の規定等によることになるものであるが、情報公開条例により職員に課された不開示情報の規定による開示しない義務に関しては、不開示情報の範囲（イ）と守秘義務の範囲（ウ）が同じになるものである。

4 本条と他の法令との関係

地方自治法第100条、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第226条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、公文書の提出又は閲覧等を要求されることがある。この場合における当該法令の規定と本条各号との関係は、本条各号と守秘義務との関係と同様に、その趣旨及び目的を異にするのであるから、本条各号に該当するかどうかをもって、直ちに当該要求の諾否の理由となるものではなく、法令の規定に基づく提出又は閲覧等の要求に対しては、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容、行政機関における開示・不開示の判断に係る合理的な基準・規定等について考慮のうえ、個別具体的に判断することになるものである。

第1項第1号 法令秘情報

(1) 法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示により、公にしてはならないこととされている情報

[趣旨]

- 1 本号は、法令（法律及び政令その他の命令をいう。）及び他の条例の規定又は法律上従わなければならない国の機関の指示により、公にしてはならないとされている情報が記録されている公文書は、この条例においても不開示となることが明示されたものである。
- 2 「公にしてはならない」とは、法令等の規定又は国の機関の指示が明らかに公にしてはならないと定めている場合のほか、法令等又は国の機関の指示の趣旨、目的からみて公にしてはならないと明らかに判断される場合をいう。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 「実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示」とは、地方自治法の規定等により地方公共団体の事務の処理に関し国の機関が行う指示であって、実施機関が法律上従わなければならないものをいう。地方自治法第245条第1号への指示に限定されるものではないが、実施機関が法律上従わなければならないものであることが必要である。
- 2 本号に該当すると考えられる情報とその具体的な例としては、次のようなものがある。
 - (1) 明文の規定により公開することが禁止されている情報
 - ・ 著作者が開示することに同意しない旨の意思表示をした著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条）
 - (2) 目的外使用が禁止されている情報
 - ・ 統計調査に係る調査票及び統計法第27条第2項の規定により提供を受けた事業所母集団データベース（統計法（平成19年法律第53号）第40条）
 - (3) 手続の公開が禁止されている事項に関する情報
 - ・ 公害審査会の記録（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第37条）
 - ・ 建設工事紛争審査会の記録（建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の22）
 - (4) 個別の法令により守秘義務が課せられている情報
 - ・ 地方税に関する調査で知り得た秘密（地方税法（昭和25年法律第226号）第22条）
 - ・ 児童相談、調査及び判定で知り得た秘密（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第61条）

第1項第2号 個人に関する情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。）

ハ 人の生命、身体、健康、財産又は生活（以下「人の生命等」という。）を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報

ニ 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって、公益上開示をすることがより必要であるもの（開示をすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを除く。）として規則で定めるもの

[趣旨]

- 1 本号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。
- 3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、第3号本文に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であり、本項第3号で判断することとしたので、本号の個人に関する情報の範囲から除外されたものである。したがって、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報は、本号により、開示又は不開示の判断がなされることになる。
- 4 「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別される場合はもちろん、当該情報のみでは識別できなくても、他の情報と照合することによって、特定の個人が識別される可能性がある情報をいい、情報を開示することにより、特定個人の平穏な生活が侵害されると認められる程度に、特定の少数の個人が識別される場合を含むものである。このことにより、県民のプライバシー等開示されないことの利益は、明確かつ実質的に保護されるものである。
- 5 「特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物、未発表の論文のように、個人の人格と密接に関連したり、開示された場合に財産権その他の個人の正当な利益を害するなど、個人の権利利益を害するおそれが認められる情報をいい、個人の権利利益の保護のために、特定の個人を識別することができる情報に加えて、補充的にこのような情報を不開示情報として規定したものである。
- 6 本号ただし書は、4の個人に関する情報は不開示の取扱いとの原則のもとで、一般的に当該

個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものについて、ただし書イからニまでにより個別具体的に明確化し、例外的に不開示情報から除くこととしたものである。

7 ただし書イは、法令等の規定により又は慣行として、一般に公表されている情報及び公表することが予定されているような情報については、開示の取扱いとしたものである。

8 ただし書ロは、公務員並びに独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員の職務の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報については、行政の説明責任の観点から開示する取扱いとするものである。

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関等としてその担任する事務を遂行する場合及び独立行政法人等又は地方独立行政法人の役員、職員としてその担任する事務を遂行する場合におけるその情報をいう。公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等の職務遂行に係る情報には含まれないものである。

9 公務員等についても個人の権利利益は保護されるべきであることから、その権利が不当に侵害されるおそれがある場合の公務員等の情報は不開示の取扱いとなり、特に氏名については、当該公務員の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを開示すると、公務員等の私生活等に影響を及ぼすことがあり得ることから、その生活に不当に影響を与えるおそれがある場合についても不開示の取扱いとなるものである。

10 ただし書ロの「そのおそれがあるものとして規則で定める警察職員」とは、職務の性質上、氏名を開示することにより、当該警察職員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがあるものとして施行規則第5条第1項に規定する者をいい、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者が該当する。

11 公務員等の職務遂行に係る当該公務員等の職及び氏名の取扱いについては、これがただし書ロに該当する場合においても、これが他の不開示情報に該当する場合には、その職及び氏名さらには職務遂行の内容に係る部分も含めて全体が不開示の取扱いとなるものである。

12 ただし書ハは、人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から、これらの法益を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報について、例外的に開示することとされたものである。

「より必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護されるプライバシー等の利益と開示とすることにより保護される利益とを比較衡量する趣旨である。

13 ただし書ニは、県が事務事業を実施するにあたって支出される公費の用途について、適切な用途に適切な規模で支出されているか明らかにする公益上の必要から、一定の支出科目の公費の支出の対象となった者に関する情報を例外的に開示することとし、具体的な開示の対象となる情報を規則で定めることとしたものである。

14 法人、団体等の構成員であっても歳出予算の支出の対象となった場合には「歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人」に含まれるものである。

[解釈及び運用の際の参考事項]

1 個人に関する情報が記録された公文書の一般的な取扱い

個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある。個人に関する情報は、プライバシーを中心とした個人の正当な権利利益を保護する観点から最大限に尊重されるべきものである。

2 ただし書イの「公にされている情報」には、法人登記簿や不動産登記簿の謄本等のように、法令等により何人も閲覧等を行うことができると定められているもの等が該当する。

3 「公にすることが予定されている情報」には、以下のような情報が該当する。

- ・ 決裁後まだ発行されていない報告書等のように将来具体的に公表が予定されている情報

- ・ 開催が中止された公開予定の会議の資料や公にされている情報の詳細資料として準備したものの等の求めがあれば提供することを予定している情報
- ・ 本人が公表することを同意している要望書等のように性質上同種の情報は一般的に公にされているような情報

4 個人に関する情報に係る当該個人からの請求の取扱い

情報公開制度は、県民の開示請求権に基づく行政処分として、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることはなく、個人に関する情報が記録されている公文書の開示・不開示の決定についても、たとえ本人からの請求であったとしても同じ取扱いとなるものである。

公文書に記録されている自分の個人情報については、別途、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）に基づいて開示請求ができるものである。

5 ただし書ニの規則で定める情報は、以下のとおりである。

[施行規則第5条第2項]

2 条例第6条第1項第2号ニに規定する規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。

- (1) 交際費の支出に関する情報に含まれる当該交際費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、病気等の見舞いに係る支出であって相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合の当該支出に関する情報を除く。
- (2) 食糧費（企業管理者においては会議費又は雑費のうち飲食に係る経費。以下同じ。）の支出に関する情報に含まれる当該食糧費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、当該支出の対象となった個人の職業、地域社会又は私生活における権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

a 「交際費の支出の対象となった個人」とは、交際費の支出を伴った交際の相手方であり、以下のような者が含まれる。

- ・ 法人との懇談等の経費の支出の場合、公費で経費を負担した当該相手方
- ・ 香典の支出の場合、お悔やみの対象となった故人及び香典を受領した喪主等
- ・ 特定の個人の祝賀会や追悼式の会費等の場合、お祝いや追悼の対象となった個人
- ・ 祝賀会や葬儀にあたり生花を贈った相手方
- ・ 会合等の会費、負担金の支出の場合、案内状や領収書等に記載のある主催者の代表者、発起人、幹事、会計等

b 「相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要な場合」とは、見舞いの相手方の疾病が公にされておらず、入院していることが周知の事実ではないような場合である。

c 「支出の内容」には、支払金額、支払年月日、債権者、支払内容及び支出の内訳等の情報が該当する。

なお、債権者が法人等である場合、店員や営業担当者等従業員の役職、氏名に関する情報については個人が識別される情報として不開示となるものである。

d 「食糧費の支出の対象となった個人」とは、食糧費の支出により経費が負担されている飲食の提供を受けた者である。

なお、公務員等が食糧費の対象となった場合、当該公務員等が公務の中で飲食の提供を受けた事案については、ただし書ロの規定からも職、氏名等の情報の開示、不開示が判断されるものである。

第1項第3号 法人等に関する情報

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から人の生命等を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報
- ロ 実施機関からの要請を受けて、公にしないと約束（法人等又は個人において一般に公にされていない等当該約束の締結に合理的な理由があると認められるものに限る。）の下に、任意に提供された情報

[趣旨]

- 1 本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する情報については、第7号（国等関係情報）により判断されることとなる。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農林水産業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。事業を営む個人に関する情報であっても、家族の情報等当該事業に関しない情報については、前号（個人に関する情報）により判断されるものである。
- 5 イは、法人等の事業に関する情報には、営業秘密等、開示すると当該法人等の権利利益を害するおそれのあるものがあり、これら法人等が有する正当な権利利益は、原則として開示することにより害されるべきではないことから規定されたものである。
- 6 ロは、実施機関が事業の実施等のために収集している法人等の情報の中には、非公開を前提として任意に提供を受けているものもあり、そうした情報が開示された場合、法人等が情報提供を行わなくなる等、実施機関の情報収集に支障を来すおそれがあることから、実施機関の要請を受けて公にしないと約束（合理的な理由があると認められるものに限る。）の下に、任意に提供された情報について不開示情報として取り扱うこととされたものである。
- 7 イ又はロに該当する法人等の事業に関する情報は、不開示の取扱いとされるべきものであるが、当該法人等の事業活動によって人の生命などへの危害又は侵害が生じるような場合は、不開示情報とする合理的な理由はなく、本号ただし書は、このような場合について、情報を開示することで被る法人等の不利益と保護されるべき人の生命などの利益を比較衡量し、法人等の情報を開示することがより必要である場合は、例外的に開示の取扱いとする旨規定したものである。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 法人等には様々な種類のものがあるので、当該法人等と県との関係や、当該法人等の権利保護の必要性等を考慮し、適確に「正当な利益を害するおそれ」の有無を判断するものとする。
- 2 イに該当すると考えられる場合とその具体的な例
 - (1) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報などで、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれるおそれがある場合
 - ・ 県に対する申請書に添付された生産や販売に関する計画書を開示した場合に同種の事業

を営む他の事業者により、その計画に先駆けて同種の商品を製造、販売されてしまう可能性がある等

(2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれるおそれがある場合

(3) 法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれがある場合

3 ロについて、非公開の条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も判断材料に含める趣旨である。

4 ロに該当すると考えられる例

人事委員会が行う民間給与実態調査等

5 本号ただし書は、前号ハと同様の趣旨であり、当該情報を公にすることにより人の生命等が保護されることとなる利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は個人の権利利益等とを比較衡量し、前者の保護のために当該情報を公にする必要性があると認められることを意味する。したがって、当該情報を公にすることが人の生命等の保護に役立つというだけでは足りない。

6 ただし書に該当すると考えられる例

薬害などによる人の生命などへの危害の発生を未然に防止し、又は現に発生している当該危害を排除するため、製薬業者や薬品販売業者の営業上の不利益にかかわらず、その者の事業活動に関する情報を開示する場合等

(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報

[趣旨]

- 1 本号は、不開示情報としての公共の安全等に関する情報の要件について定めるものである。
- 2 本号に該当する情報は、開示することにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等の生命、身体等の保護に支障が生じたり、あるいは犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認める場合に、これらを防止するため不開示とする趣旨である。
- 3 「実施機関が認めるに足りる相当の理由」とは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断は、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断や、高度の政策的判断を要するものであることから、その開示・不開示については、実施機関の第一次的な判断によるものとし、実施機関が「おそれがある」と判断するものについては不開示と一義的に決定されるという趣旨である。その判断の当否については、実施機関の第一次的な判断が合理性をもつものとして許容される限度内のものであるか否かにより審理、判断されるものである。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」に該当する情報の例
 - (1) 開示することにより、犯罪の被疑者、参考人又は通報者が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に不当に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が不当に脅かされるおそれがある情報
 - (2) 開示することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が個人テロ等の不法な侵害行為等の被害者となるおそれがある情報
 - (3) 開示することにより、違法又は不正な行為の通報者又は告発者が特定され、その結果これらの人々の地位又は正常な生活が不当に脅かされるおそれがある情報
 - (4) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - (5) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
 - (6) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがあるもの
 - (7) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
 - (8) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報で、開示することにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
 - (9) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報で、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの
 - (10) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報で、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

- 2 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬取締員、漁業法に基づく漁業監督吏員等、司法警察員としての職務遂行に関する情報等は、本号に該当するものと考えられる。
- 3 法令違反の調査、取締り、許認可、災害警備等に関する情報は、個別案件が犯罪の予防・捜査等に該当する場合は別として、一般的には、本号の「その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に該当せず、第6号により、開示・不開示が判断されることになる。

第1項第5号 意思形成過程情報

(5) 県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

[趣旨]

- 1 本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から、県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- 2 県又は県が設立団体である地方独立行政法人内部の審議等に関する情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合が想定される。また、未成熟な情報が開示され又は情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。
このことから、率直な意見交換が阻害されたり、意思決定の中立性が損なわれたりするなど、県の意思決定に対する支障がある場合には、これを不開示とする取扱いとされたものである。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政内部における審議、検討、協議、打合せ、相談等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報をいう。
- 4 「不当」とは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることの利益との比較衡量により開示・不開示の判断がなされる趣旨である。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 本号に該当すると考えられる情報の例
 - ・ 行政内部で審議中の案件又は内容の確認を終了していない資料等で、開示することにより、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがある情報
 - ・ 調査若しくは試験研究等の結果又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、開示することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれがある情報
 - ・ 行政内部の会議、意見交換の記録等で、開示することにより、行政内部の自由闊達な意見又は情報の交換が損なわれるおそれがある情報

(6) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営その他の県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務又は事業に関する情報であつて、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

[趣旨]

- 1 本号は、県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務・事業の適正な実施を確保する観点から、これに支障を及ぼすおそれがある情報について不開示情報とすることとし、その要件を定めるものである。
- 2 県又は県が設立団体である地方独立行政法人が行うすべての事務・事業は、法令等に基づき公益に適合するように行わなければならないことから、県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務・事業に関する情報であつて開示することにより当該事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示とする合理的な理由が認められる。本号に列記された事務・事業は、開示するとその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務・事業を例示的に掲げたものであり、その他すべての個別の事務・事業（「その他の県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務又は事業」）が本号の対象となるものである。
- 3 「適正な実施に支障を及ぼすおそれ」は、情報を開示する利益と県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務・事業の適正な遂行を確保する利益との比較衡量により開示・不開示の判断がなされる趣旨であり、したがって、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。
- 4 行政の事務・事業は様々であるので、その事務・事業に支障を及ぼすか否かについて、具体的な基準を定めるのは困難であり、開示・不開示を判断する際は、個別の事案につき開示することによる利益と行政の事務・事業に支障を及ぼすことの不利益との比較衡量によることとなる。
- 5 「監査、検査、取締り」とは、指導監査、立入検査、法令違反の取締り等の事務をいう。
- 6 「交渉」とは、利害関係事項について相手方と協議をし、決定をするために行う事務をいう。具体的には、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務上の交渉等がある。
- 7 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報に加えて、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 本号に該当すると考えられる情報の例
 - (1) 開示することにより、事務・事業を実施する目的を失わせるおそれのある情報
 - (2) 開示することにより、経費の増大、実施時期の遅延など、事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれのある情報
 - (3) 開示することにより、特定のものに不当に利益又は不利益を与えるおそれのある情報
 - (4) 開示することにより、反復され、若しくは継続される事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれのある情報

第1項第7号 国等関係情報

(7) 実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあつては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であつて、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

[趣旨]

- 1 本号は、県と国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあつては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。）との適正な協力関係又は信頼関係を確保する観点から、これを損なうおそれのある情報について不開示情報とすることとし、その要件を定めるものである。
- 2 この条例においては、特定の情報を開示することにより、国等の事務・事業の執行や国等における意思の形成に支障を生じるか否かについて、県が判断することは困難であることから、第5号や第6号の規定ではなく、本号の規定に基づき開示・不開示について判断することとされたものである。この際、国等において支障があるか否かについては、必要に応じ、国等の意見を聴取するなどにより、第5号及び第6号の規定の趣旨に即して判断されるものである。
- 3 「適正な」ものであるかは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と開示することにより損なわれる利益との比較衡量により判断されるものである。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 本号に該当すると考えられる情報の例
 - (1) 国等の意思形成過程情報及び国等の行政執行情報
 - (2) 国等からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報で、国等においても公表していないもの
 - (3) 国等からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報で、国等から、公開してはならない旨又は国等において公表するまでは公開してはならない旨の指示又は依頼があるもの
 - (4) 各地方公共団体などにおいて、統一的に公表することを必要とする情報

第2項 対象情報の存否に関する情報

- 2 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにせず、当該公文書の開示をしないことができる。

[趣旨]

- 1 開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしたうえで、開示をする旨又は開示をしない旨の決定をすることが原則であるが、本項は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで開示をしないことができる場合について定めるものである。
- 2 県が保有する情報の中には、公文書の存在・不存在を明らかにするだけで、個人のプライバシーや法人等の正当な利益等、不開示情報の規定により保護される利益が侵害されることとなる場合があり、このような場合に適切に対処するため、本項は、公文書の存在・不存在を明らかにすることなく、当該公文書の開示をしないことができる旨、明確にしたものである。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 本項の適用に当たっては、「公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるとき」という規定に従い判断する必要があり、この規定に基づき開示をしない旨の決定をする際は、その理由を提示するものとする。
- 2 本項に該当すると考えられる公文書の例
 - ・個人の措置入院に関する文書
 - ・生活保護の申請関係文書
 - ・開発行為に係る特定個人の同意書
 - ・特定企業の開発・投資計画

第6条の2 公益上の理由による裁量的開示

(公益上の理由による裁量的開示)

第6条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても公益上特に必要があると認めるときは、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

[趣旨]

- 1 本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対して当該公文書を開示することができる場合について定めるものである。
- 2 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第6条第1項第2号から第7号に定める不開示情報に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することに不開示とすることで保護される利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。

[解釈及び運用の際の参考事項]

- 1 第6条第1項各号の不開示情報該当性の判断にあたっては、個人に関する情報及び法人等に関する情報においては、「人の生命等を保護するため、開示をすることがより必要と認められる情報」は不開示情報から除かれ（第6条第1項第2号ハ、同項第3号本文ただし書）、意思形成過程情報（同項第5号）、行政執行情報（同項第6号）においては、それぞれ「不当」や「適正」にあたるのかどうか検討されるように、不開示とすることにより保護される利益と開示することによる利益の比較衡量が行われる場合があるが、本条ではこうした第6条第1項各号の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお、開示することに公益上の必要性が認められる場合には、開示することができるとするものである。
- 2 本条により国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報を開示しようとする場合は、第9条第2項に定める第三者の保護に関する手続きが必要となる。